

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田上町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県田上町長

公表日

令和5年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業の実施に関する事務
②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号通知)」及び「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について(令和4年9月26日付府政経運第394号通知)」及び「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」(令和5年3月29日付内閣府地方創生推進室事務連絡)に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事務を行っており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会
③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、価格高騰支援給付金システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第74条 ・公的給付法第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第59条の4 ■情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町 総務課 電話0256-57-6222
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町 保健福祉課 電話0256-57-6112

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月13日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月13日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月24日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年2月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	田上町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	田上町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務	事後	
令和5年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経連第423号通知)」及び「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和4年5月26日付府政経連第280号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事務を行っており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経連第423号通知)」及び「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について(令和4年9月26日付府政経連第394号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務を行っており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会	事後	
令和5年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付システム、統合宛名システム、中間サーバー	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付システム、価格高騰緊急支援給付システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年2月24日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付情報ファイル	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル	事後	
令和5年2月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和4年9月30日	事後	
令和5年9月5日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和5年9月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	田上町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	田上町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経連第423号通知)」及び「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について(令和4年9月26日付府政経連第394号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務を行っており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経連第423号通知)」及び「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について(令和4年9月26日付府政経連第394号通知)」及び「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金の取扱いについて(令和5年3月29日付内閣府地方創生推進室事務連絡)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務を行っており、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付システム、価格高騰緊急支援給付システム、統合宛名システム、中間サーバー	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付システム、価格高騰緊急支援給付システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル	事後	
令和5年9月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第74条	・番号法第9条第1項、別表第一 第101項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第74条 ・公的給付法第10条	事後	
令和5年9月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月30日	令和5年6月1日	事後	